

15のいす

エドモンド・ バークの嘆き

最高裁判所判事

竹内 行夫

若いときに学んだ命題が、その後も頭から離れずにつきまとうことがある。私の場合、政治学の講義で聴いたエドモンド・バークの国民代表原理がかかる命題の一つである。

1774年、ブリストル選挙区から国会議員に当選したバークは、祝勝会で支持者達を前にして「あなた方が選んだ者はブリストルのための議員ではなく、国家全体の利益を代表する国会の議員なのです」と宣告した。そして、自分は、投票してくれた選挙民からの命令的な指令や委任は一切受けない、代表者は自らの自由な意見と判断のみに従う旨を強調して、一度選ばれた議員には国民の全体の利益を追求するための白紙委任が与えられるとの国民代表原理を説いたのであった。

同じ祝勝会に出席した当選議員のクリューガーが、自分は選挙民の召使いであり、その判断に全面的に従うとの委任代表論を述べて喝采を受けた直後の演説であっただけに、私は、バークが勇気を持って説いた議員の行動規範ないしは指針としての国民代表原理に強く賛同する一方、傲慢とも思えるバークのエリート意識には爾来悩まされてきた。

国民代表原理は日本国憲法43条に取り入れられ、最高裁は衆議院議員選挙無効請求事件に関する平成11年の大法廷判決において、議員は「その選出方法がどのようなものであるかにかかわらず」選挙人の指図に拘束されずに全国民のために行動すべき使命を有していることを意味すると

の解釈を明らかにした。これによれば憲法上の国民代表原理は、選挙区の制度とは特段の関係はなく、バークが意図したとおりの議員の行動についての規範ないしは指針ということとなる。

ところが、その後、このような国民代表原理を、議員の行動規範に止まらせず、投票価値の平等や選挙区の問題と関連づける議論が見られる

ようになってきた。これにはバークも、今頃天界で、「ギョエテとは俺のことか」とつぶやいたといわれる同時代の詩人ゲーテと顔を見合わせているかもしれない。

それよりも、昨今のポピュリズム演説には、「議員がエリートなのではなく、エリートが議員になるものだ」と嘆いているに違いないであろう。

(たけうち・ゆきお)

